

○印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開審査会規則

平成15年2月14日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例(平成15年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。)第19条第6項の規定により、印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長を置く。

2 会長は委員の互選によって定める。

3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第3条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に識見を有する者、実施機関の職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、事務局管理課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。